

「あなたのおでかけをサポート」 移動サービス

(福祉有償運送)

移動サービスとは、リフトやスロープなどを装備し車椅子のまま乗り込める、あるいは座席が回転するなどの車（福祉車両）を使って、一般の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障がいを持った方々（移動困難者）の移動の支援を行うサービスです。

佐倉市社会福祉協議会では、「誰でも、いつでも、どこへでも出かけることができる社会」の実現を目的として、道路運送法による許可を受け、会員制による住民参加型の非営利事業としてこの事業を行います。



佐倉市社会福祉協議会が所有する福祉車両
スロープ付き自動車2台
助手席リフトアップシート車1台

ミニキャブ



スロープ付リフト車

フリード ※寄贈された車両



スロープ車

ラクティス



助手席リフトアップシート車

病院や施設への通院・通所、役所の手続きや
社会参加のための外出にご利用ください。



社会福祉
法人 佐倉市社会福祉協議会

TEL: 043-484-4319 (移動サービス)

利用会員（メンバー）【年会費 2,500円】

次の用件に該当し、一人での外出が困難な方

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する知的障害者
- (4) 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者
- (5) 介護保険法に規定する要支援認定を受けている者
- (6) 介護保険法施行規則の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
(基本チェックリスト該当者)
- (7) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

利用方法

- ①あらかじめ申請をして、メンバーになります。（訪問調査があります）
 - ②原則として、外出する1ヶ月前から3日前までに利用の申し込みをします。
 - ③当日は、サポーターの運転・介助で外出します。
- ※原則として週2回までのご利用とさせて頂きます。

運行範囲

発着地のいずれかが佐倉市
原則として佐倉市内及び隣接する市町村（千葉市、四街道市、八千代市、印西市、酒々井町、八街市）

利用時間

午前8時30分から午後5時まで（年末・年始・車両整備期間は除く）

利用料金

（利用料+介助料）

利用料 基本料金 500円+120円／1km

介助料 2時間まで 1,000円 2時間を越えた分は30分につき400円

※1ヶ月分まとめてご請求 指定口座から引き落とし

協力会員（サポーター）

車を運転し必要な介助を行い、メンバーの外出を支える方

サポーターになるには…

普通第二種または第一種運転免許を有する方、運転歴10年以上の方、申請前3年間運転免許停止処分を受けていない方以上の要件を全て満たし、あらかじめ登録申請が必要です。

（活動は満75歳まで）

本会が実施する福祉輸送に関する研修を受講するほか、運転実技や介助技術等の研修に参加していただきます。

サポーターの方へは、2時間までは500円、以後30分につき150円の実費弁償費をお支払いします。

常時募集しておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

後援会員（スポンサー）【年会費 1口 1,000円】

この事業の趣旨に賛同し、援助を行う個人・法人

スポンサーになるには…

お気持ちのある方でしたらどなた様でも結構です。

登録の申請と年会費1口1,000円をお願いします。



お申し込み・お問い合わせ

 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

〒285-0013

千葉県佐倉市海隣寺町87 佐倉市社会福祉センター2F

TEL: 043-484-4319 (移動サービス)

FAX: 043-486-2518

E-mail: ido@sakurashakyo.or.jp

URL: http://www.sakurashakyo.or.jp/

開所時間：午前8時30分～午後5時

（土・日・祝日・12/29～1/3・休業）